



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 8 日 (金)
第 7 8 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (864) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神病院の認定 (865) (障害福祉課) 2
	アカヒレタビラ保護管理事業計画の認定 (866) (公園自然課) 2
	宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正 (867) (住宅政策課) 3
	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置の一部改正 (868) (〃) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (869) (経済政策課) 4
	農業振興地域の名称及び区域の変更 (870) (経営支援課) 5
	小型いかつり漁業に係る許可の申請期間 (871) (水産課) 5
◇ 公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) 5
	工法提案競技の実施 (管財課) 6
	ふぐ処理師試験の実施 (食の安全・くらしの安心推進課) 8
	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 10
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (障害福祉課) 11
	一般競争入札の実施 (教育環境課) 13
◇ 正 誤	平成 18 年 10 月 31 日付鳥取県公報号外第 158 号中訂正 16

告 示

鳥取県告示第 864 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 あしーど	米子市道笑町 二丁目126	ヘルプサービスぼ けっと	米子市道笑町二丁目 126	行動援護	平成18年12月 1日

鳥取県告示第 865 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 22 条の 4 第 4 項前段及び第 33 条第 4 項前段の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神病院として認定したので、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	認定年月日
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307	平成 18 年 11 月 25 日

鳥取県告示第 866 号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業について、その事業計画が鳥取県アカヒレタビラ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
境港市元町 124-1
特定非営利活動法人未来守りネットワーク 理事長 奥森 隆夫
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生息水域における生息状況及び生息環境等の調査の実施
 - (2) 生息地及びその周辺地域における地域住民等への普及啓発の実施
- 3 認定年月日 平成 18 年 11 月 30 日

鳥取県告示第 867 号

昭和 47 年鳥取県告示第 258 号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成 18 年 12 月 8 日から施行する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条の2第1項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目<u>220</u></p> <p>鳥取県生活環境部住宅政策課内</p>	<p>宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条の2第1項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿閲覧所を設けたので、<u>同規則</u>同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目<u>271</u></p> <p>鳥取県生活環境部住宅政策課内</p>

鳥取県告示第 868 号

平成 13 年鳥取県告示第 603 号（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成 18 年 12 月 8 日から施行する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則</u>（平成13年国土交通省令第115号）第4条第1項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目<u>220</u></p> <p>鳥取県生活環境部住宅政策課内</p> <p>鳥取市<u>立川町</u>六丁目176 東部総合事務所内</p> <p><u>鳥取県東部総合事務所生活環境局</u>建築住宅課内</p> <p>倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内</p>	<p><u>高齢者の居宅の安定確保に関する法律施行規則</u>（平成13年国土交通省令第115号）第4条第1項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目<u>271</u></p> <p>鳥取県生活環境部住宅政策課内</p> <p>鳥取市<u>立川</u>六丁目176 東部総合事務所内</p> <p><u>鳥取県鳥取地方県土整備局</u>建築住宅課内</p> <p>倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内</p>

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課内
米子市糺町一丁目160 西部総合事務所内
鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課内

鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課内
米子市麴町一丁目160 西部総合事務所内
鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課内

鳥取県告示第 869 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングスクエア パセオ

日野郡日南町霞789-1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前10時から午後9時15分まで

変更後 午前9時から午後8時15分まで

3 変更年月日

平成18年12月1日

4 変更する理由

開店時間を早くすることで、来客の利便性を図る。

5 届出年月日

平成18年11月22日

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成18年12月8日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

日野郡日野町根雨140-1

鳥取県日野総合事務所県民局

日野郡日南町霞800

日南町総合政策課

9 意見書の提出

日南町の区域内に居住する者、日南町において事業活動を行う者、日南町の区域をその地区とする商工会その他の日南町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提

出すことができる。

鳥取県告示第 870 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、倉吉市に係る農業振興地域（倉吉地域及び関金地域）の名称及び区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び中部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域
倉吉地域	<p>1 平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の倉吉市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>(1) 平成 16 年倉吉市告示第 147 号による変更後の倉吉都市計画用途地域に係る区域及び昭和 63 年倉吉市告示第 8 号により同用途地域から除外された区域</p> <p>(2) 平成 17 年鳥取県告示第 8 号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の倉吉市に係る林班番号 20、27、30、32 から 35 まで、42 から 47 まで、49 から 51 まで、54 から 61 まで、63 から 66 まで、68 から 71 まで、74、82、83 の 2、86、87、95、112、119 から 122 まで、126 から 129 まで及び 132 の区域並びに同林班番号 19、21、28、31、40、41、55、62、67、83 の 1、84、91、94、111、113、116、123、125 及び 130 の各一部の区域、平成 17 年 1 月 11 日現在の国有林の林班番号 540 から 542 までの区域並びに平成 17 年 1 月 11 日現在の本谷奥ほか 4 官行造林地及び白金谷官行造林地の区域</p> <p>2 平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の関金町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>平成 17 年鳥取県告示第 8 号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の関金町に係る林班番号 2 から 9 まで、12、16 から 20 まで、22、23、25、26、39 から 42 まで、51 から 54 まで、57、58 及び 60 から 65 までの区域、同林班番号 1、13、15、21、24、27、30、31、33 から 38 まで、43、44、46、47、49、50 及び 59 の各一部の区域、平成 17 年 1 月 11 日現在の国有林の林班番号 543、545 から 569 までの区域並びに同林班番号 544 の一部の区域</p>

鳥取県告示第 871 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数 10 トン以上 30 トン未満の船舶を使用するものに限る。）に係る許可の申請期間を平成 18 年 12 月 15 日から同月 22 日までと定めたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

公 告

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度自衛官募集を次のとおり実施

する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
 - (1) 二等陸士：若干名（男性）
 - (2) 二等海士：若干名（男性）
 - (3) 二等空士：若干名（男性）
- 2 募集期間
平成 19 年 2 月 6 日（火）まで
- 3 試験期日、試験種目及び試験場
 - (1) 試験期日
平成 19 年 2 月 7 日（水）
 - (2) 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査
 - (3) 試験場
米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- 4 合格発表予定
平成 19 年 2 月中旬
- 5 採用予定
平成 19 年 3 月下旬又は 4 月上旬
- 6 応募資格
平成 19 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 7 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）
 - (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）
 - (4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）
 - (5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）

鳥取県庁本庁舎等の耐震補強整備のための工法提案競技を次のとおり実施するので公告する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 競技の概要
 - (1) 競技の名称
鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技
 - (2) 競技の対象
本競技の対象は、鳥取県庁本庁舎、講堂、議会棟及び議会棟別館（以下「本庁舎等」という。）の耐震安全性向上のための補強等に用いる工法（以下単に「工法」という。）に関する技術提案とする。
 - (3) 競技の方法

参加資格を満たす者から提出された技術提案書を選定委員会において審査し、上位 3 提案を優秀案として選定する。

なお、審査の結果によっては、優秀案を選定しない場合がある。

おって、詳細については鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技実施要項（以下「実施要項」という。）による。

2 参加資格

本競技に参加できる者は、単独企業又は複数の企業で構成するグループとし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 平成 18 年鳥取県告示第 432 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）又は平成 17 年鳥取県告示第 862 号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有すること。

エ 建設工事入札参加資格を有する者にあつては、当該資格に係る資格検定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が 1,240 点以上又は総合評点（P 点）が 1,300 点以上であること。

オ 3 階建以上かつ 1 棟の延べ面積が 3,000 平方メートル以上の建築物（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）の耐震改修工事（平成 8 年度以降に工事が完成し、引渡し完了しているものに限る。）に係る実施設計業務又は一括発注方式による設計・施工業務を履行した実績（元請けとしてのものに限る。）があること。ただし、当該実績が共同企業体の構成員としてのものである場合にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のもの又は総務部長がこれと同等以上の実績であると認めるものであること。

(2) 複数の企業で構成するグループに関する資格及び条件

ア 構成員の中から応募手続きを代表して行う企業を定めること。

イ 各構成員が、この提案競技における他の参加者又はその構成員でないこと。

ウ グループが 3 者以内の者により自主的に構成されたものであること。

エ すべての構成員が(1)のアからウまでに掲げる要件のすべてを満たしていること。

オ いずれかの構成員が(1)のエ及びオに掲げる要件を満たしていること。

3 技術提案書の評価

競技は、4 の(5)により提出された技術提案書について、選定委員会において次に掲げる事項を審査し、評価の高い順に上位 3 提案を優秀案として選定する。

(1) 実績

(2) 提案の技術的完成度（工法の構造特性、施工計画、工事期間中及び改修後の利便性及び居住性、デザイン性、独創性、実現性及び工期等）

(3) 経済性

4 手続等

(1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部管財課営繕室（鳥取県庁県議会棟 1 階）

電話 0857-26-7392 又は 7394

(2) 実施要項等の交付

実施要項及びこれに附属する書類は、「鳥取県発注工事等の情報公開のホームページ」（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次に

より直接交付する。

ア 交付期間

平成 18 年 12 月 8 日（金）から同月 27 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）参加申込書の提出

本競技への参加を希望する者は、実施要項に基づき、参加申込書を作成し、（1）の場所に持参又は送付すること。なお、送付による場合は、平成 18 年 12 月 27 日（水）午後 4 時までに到着したものに限り受け付ける。

（4）技術提案書作成要領の交付

総務部長は、参加申込書を提出した者のうち、2 の参加資格を有するものを技術提案予定者として選定し、担当部局において、鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技技術提案書作成要領（以下「技術提案書作成要領」という。）を交付する。

（5）技術提案書の提出

技術提案予定者として選定された者は、技術提案書作成要領に基づき技術提案書を作成し、別途通知するところにより（1）の場所に持参すること。

5 参加報酬等

参加申込書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

ただし、優秀案として選定された者に対し、参加報酬としてそれぞれ 50 万円を支給する。

6 技術提案の利用

優秀案として選定された技術提案は、県における工法及び発注方式の選定並びに事業費の見積りに使用するので、参加申込みは、実施要項に示す技術提案の利用を許諾した上で行うこと。

7 その他

詳細は、実施要項による。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定するふぐ処理師試験を、次のとおり実施する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

（1）学科試験 平成 19 年 1 月 25 日（木）午前 10 時から正午まで

（2）実技試験 平成 19 年 1 月 25 日（木）午後 1 時から

2 試験の場所

倉吉市小田 458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

（1）調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 2 条に規定する調理師

（2）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 22 9 号）第 35 条第 14 号に掲げる魚介類販売業（以下「魚介類販売業」という。）若しくは同条第 16 号に掲げる魚肉ねり製品製造業（以下「魚肉ねり製品製造業」という。）又は乾ふぐ製造営業に 2 年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成 19 年 1 月 4 日（木）から同月 12 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）（必着）

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局又は鳥取県日野総合事務所福祉保健局（以下「生活環境局等」という。）のうち、住所地を管轄する総合事務所とする。

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第 47 条に規定する資格を有することを証する卒業証明書又は卒業証書の写し
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に 2 年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほか、実技試験に用いるふぐの代金が必要となること。金額及び納付方法については、受験願書等の書類の交付の際に、生活環境局等に問い合わせること。

9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の 10 分前までに集合すること。（受付は、午前 9 時 20 分から開始する。）
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成 19 年 2 月 9 日（金）に生活環境局等において掲示するとともに、食の安全・くらしの安心推進課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3244>)に掲載する。

なお、平成 19 年 2 月 9 日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 その他

- (1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から 1 月の間に鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。
- (3) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課又は生活環境局等に問い合わせること。

問合せ先の所在地及び電話番号は、次のとおり

- ・食の安全・くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目 220 (0857-26-7247)
- ・東部総合事務所生活環境局 鳥取市立川町六丁目 176 (0857-20-3677)
- ・中部総合事務所生活環境局 倉吉市東巖城町 2 (0858-23-3117)
- ・西部総合事務所生活環境局 米子市糺町一丁目 160 (0859-31-9321)
- ・日野総合事務所福祉保健局 日野町根雨 140-1 (0859-72-2039)

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務のうち、雑踏警備業務及び交通誘導警備業務（以下「2 号警備業務」という。）

2 実施期日

- (1) 平成 19 年 1 月 16 日（火）から同月 23 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

30 名

5 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

6 受講対象者

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

7 受講申込書の受付期間

平成 18 年 12 月 18 日（月）から同月 22 日（金）まで日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（郵便等による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6(1)に該当する者にあつては、2号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6(2)に該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6(3)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6(4)に該当する者にあつては、旧 1 級検定に係る合格証の写し
- (5) 6(5)に該当する者にあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、38,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県心身障害者扶養共済システム開発等業務 一式
- (2) 仕様
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 30 日（金）まで
- (4) 履行場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部障害福祉課

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(6)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年12月15日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成18年12月8日（金）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成18年12月8日（金）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成13年4月1日以降に国又は地方公共団体と同種の業務を履行又は履行中の実績を有すること。
- (6) 平成18年9月12日付鳥取県公報で調達公告を行った「情報システム構築に係る基本設計等業務」を受託した者又は同調達公告1(2)イ(イ)に掲げる情報システム（鳥取県農業近代化資金等電算処理システム）の開発業務を受託した者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部障害福祉課

4 入札手続等

- (1) 入札手続の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部障害福祉課地域生活支援室

電話 0857-26-7866

メールアドレス shougai Fukushi@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

平成18年12月8日（金）から同月14日（木）までの間に鳥取県のインターネットホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/shougai hukushi/oshirase/index.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成18年12月8日（金）から同月14日（木）までの日（日曜日及び土曜日は除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便による入札

不可とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年12月26日（火）午後2時

鳥取県庁第2会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の(1)の場所に平成 18 年 12 月 20 日（水）午後 2 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第

1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

パソコンシステムの賃貸借及び保守業務 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 3 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 2 月 28 日 (水)

(5) 納入場所

倉吉市小田 204-5 鳥取県立倉吉総合産業高等学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品等に係る 1 月当たりの単価 (保守料を含む。) の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 18 年 12 月 25 日 (月) 午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 18 年 12 月 8 日 (金) から平成 19 年 1 月 22 日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0044 倉吉市小田 204-5

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

電話 0858-26-2851

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 18 年 12 月 8 日(金)から同月 28 日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成 18 年 12 月 15 日(金)午後 2 時

鳥取県立倉吉総合産業高等学校 応接室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 1 月 22 日(月)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 19 日(金)午後 5 時までとする。)

鳥取県立倉吉総合産業高等学校 応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 18 年 12 月 28 日(木)午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(6)で定める金額に 48 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める金額に 48 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance personal computer system 1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:5:00PM. 28, December, 2006

(3) Time-limit for submission of tenders : 2:00PM. 22, January, 2007

(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM , 19, January, 2007)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Sogo Sangyo High School 204-5 Koda Kurayoshi-shi 682-0044 Japan

TEL : 0858-26-2851

正 誤

平成 18 年 10 月 31 日付鳥取県公報号外第 158 号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 28

行 1 から 39 まで

誤 (1) 職員の分限の件数 (平成 17 年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職及び降給の 4 種類があります。

区 分	休職	降任	計
一般行政職等	100件	1 件	101件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	100件	—	100件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1 件	1 件
教 員	32件	—	32件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	32件	—	32件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
警 察 官	2 件	—	2 件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	2 件	—	2 件

	職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
計		130件	1件	131件
	勤務実績が良くない場合	—	—	—
	心身の故障の場合	130件	—	130件
	職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件

(注) 降給及び免職の処分者は、該当なし。

正 (1) 職員の分限の件数 (平成 17 年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職及び休職の 3 種類があります。

区 分	休職	降任	計
一般行政職等	119件	1件	120件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	119件	—	119件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件
教 員	72件	—	72件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	72件	—	72件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
警 察 官	2件	—	2件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	2件	—	2件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
計	193件	1件	194件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	193件	—	193件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件

(注) 1 免職の処分は、該当なし。

(注) 2 処分件数は、休職の更新などにより、1 名が 2 回以上処分される場合があります。